

生徒心得

この生徒心得は、南中学校生徒として、常に心身ともに健康で希望に満ちた明るい豊かな生活をおくるために定めたものです。これを基に、自覚と誇りをもって、立派な校風を築きましょう。

1 登下校

- (1) 登下校には制服を着用し、組章、ネームをつける。（詳細は服装規定による）
- (2) ゆとりをもって登校し、8時15分には全員静かに朝読書等始める。
- (3) 欠席や遅刻の場合は保護者に連絡をしてもらう。
- (4) 登校後の外出は禁止する。

2 校内生活

- (1) 外部からの呼び出しや連絡を受けた場合は、担任または他の先生に連絡する。
- (2) 始業前、教科係は教科担任と連絡をとり準備する。教科担任不在の場合は同じ教科の先生か、または他の先生の指示を受ける。
- (3) 各教科で許可された教材は、整理整頓して教室に保管する。それ以外の教材は持ち帰る。
- (4) 不要物や無駄なお金は持ってこない。

3 安全

交通道德・交通規則を守り、自他共に安全に努める。また、危険な場所に近寄らないようにする。

- (1) 登下校は、安全な通学路を通る。
※ 宇宿方面の生徒は、旧道（線路沿いの道路）を通らず、なるべく早い段階で大通りに入る。
※ 踏切のないところで線路を横断しない。
- (2) 道路では広がらないようにする。
- (3) 交通指導員の指示に従う。

4 校外生活

- (1) 外出の際は、用件、行き先、同伴者、帰宅時間などを保護者に知らせる。
- (2) 日没後の外出（夜間外出）は、保護者同伴とする。また、保護者を伴わない外泊はしない。
- (3) 映画、興行物（サーカス、コンサート等）は法律で定められた年齢制限等に従い観覧する。
- (4) アルバイト（新聞配達等）をするときは学校長へ届け出る。

5 髪型

「南中学校の生徒として、学校生活を送るのにふさわしい髪型」とする。ただし、以下の事に注意すること。

- 安全、健康、学習への影響がないか。
 - ・前髪が目にかからないようにする。
 - ・肩につく長さを超える場合、髪を結ぶ。
 - ・髪が原因で、授業や学校生活に支障がある場合（実験、実習、体育、清掃等）や

危険がある場合等は、先生の指示に従い対処する。

- 誰もが快適に、安心して学校生活を送れるか。
 - ・ 周りに不快な気持ち（威圧感，嫌悪感等）を感じさせるような極端な髪型にしない。
 - ・ 儀式的行事や面接試験（高校入試，就職試験等）に，自信をもって臨める髪型にする。
- 中学校生活を送るのに不必要で，過度な装いでないか。
 - ・ 髪の色を変える。（染色，脱色等）
 - ・ パーマ（ストレートパーマ等を含む）をかける。
 - ※ ただし，事情があり申請があった場合の縮毛矯正は除く。
 - ・ 整髪料を使用しないと整わない特殊な髪型にしない。
 - ・ 整髪料を使用する場合は，無香料とし，必要以上に使用しない。

6 服 装

(1) 更衣の時期について

- 気温や体調，季節に応じて，適切な制服を着用する。
- 儀式的行事については，下記の季節に応じた指定の制服でそろえる。

【更衣の目安】	【儀式的行事の服装】
冬 服 11月1日～4月30日	冬服：1学期始業式，新任式，入学式，2学期終業式 3学期始業式，卒業式予行，同窓会入会式 卒業式，修了式
中間服 5月1日～6月15日 10月1日～10月31日	
夏 服 6月16日～9月30日	夏服：1学期終業式，2学期始業式 ※ 中間服での儀式的行事なし。体調不良者は担任へ別途相談する。

- 学校ジャージを季節に応じた制服に加えて，体温調節のために着用してよい。

【3月～11月】

- ・ エアコンの風が直接当たるなどの場合，状況に応じて夏服，中間服の上にジャージ着用可。

【12月～2月】

- ・ 厳寒期は，冬服を着用した上で，寒い場合は冬服に加えて，ジャージまたはウインドブレーカー，もしくはその両方の着用可。
- ・ セーラー服は，制服の上に着用する。（制服の形状上，下には着られないため。）
- ・ 学ランは，それぞれのサイズに応じて，制服の上，下どちらに着用してもよい。
- ・ 冬服の下に，夏服を着るのは季節にそぐわないので原則着用しない。体質等事情がある場合，別途担任へ相談する。

(2) 冬 服

- ア 男子冬服は，黒の標準服とする。
- イ ズボンは標準服とし，ノータックとする。
- ウ 女子冬服は紺のセーラー（胸当てつき）とし，ネクタイは共布とする。
- エ スカートは冬服，中間服とも，ひだスカートとし，スカート丈はひざがかくられるようにする。

(3) 中 間 服

- ア 男子中間服は白のカッターシャツとする。
- イ 女子中間服は，冬服のジャンパースカート，学校指定の丸襟長袖シャツ，紺色のリボンを着用する。

(4) 夏 服

ア 男子夏服は白半そで開襟シャツとする。

イ 女子夏服は白半そでセーラー（胸当てつき）とし、えり、ネクタイは紺色とする。

(5) 厳寒期について

○ 12月～2月を厳寒期として、以下の物の着用、使用を認める。体調不良等で期間外に着用を希望する場合は担任へ相談する。

ア 防寒具

- ・手袋，マフラー，タイツ等の使用は，12月～2月の許可された期間とする。
- ・防寒具は生徒玄関で脱着する。校舎内で使用しない。（色・柄等は指定しない。）

イ 防寒着について

- ・制服の上に着るものは，優先順位を①学校ジャージ②部活指定ウインドブレーカー（部活生以外は市販の物可）③事情がある場合，担任に相談の上，その他防寒着の着用を許可する。
- ・スカートの下に履くタイツ等は，黒無地とする。
- ・タイツ等の着用時は黒地の靴下（無地又は白のワンポイント）を着用してもよい。

ウ 座布団，ひざ掛け

- ・なるべく新たに購入はせずに家にあるものを使用する。（色・柄等は指定しない。）
- ・通常の授業時と，集会時も使用可とする。※儀式的行事は除く。
- ・肩に羽織るなど，本来の使用目的以外に使わない。
- ・必ず記名をし，移動時はたたんで持ち歩く。
※ 学校に置いてもよいが，整理整頓し，清潔に使用できるよう適宜持ち帰る。
学期末は全員必ず持ち帰る。

エ カイロ

- ・付随するゴミ，使用済みカイロは学校に捨てずに持ち帰る。
- ・投げるなど，本来の使用目的以外に使わない。授業中は授業の邪魔にならないようにし，授業によっては危険を伴う場合（実験，調理，体育等）もあるので，担当の先生の指示に従う。

(6) その他

ア ネームは男女とも，学校指定の物を左ポケットにつける。

イ 組章は学校制定の物を左えりにつける。

ウ 靴は男女とも紐つきの白運動靴とする。

※ 雨天時は雨靴，シューズカバー等，靴が濡れないよう対策してかまわない。（保管は各自で行う。）

エ 靴下は男女とも白地とし，くるぶしがしっかりと隠れるものとする。

※ 汚れ防止のため足裏に色がついたものは可。（グレー，黒等華美でないものとする。）

※ 黒を基調としたワンポイントは可とする。華美な色やデザインは避ける。

オ ベルトは黒等華美でない色で，飾り付けのない物とする。

カ カバンは，学校指定のカバンとし，学校指定の補助バッグを利用する。

※ カバンにつけるキーホルダーは，お守り程度の大きさの物1つとする。

エ 下着は，制服から透けたり，襟元や袖，裾から見えたりしないようにする。

【生徒心得の見直しについて】

- ・毎年、生徒会役員の引継ぎ後、全校生徒からの意見を踏まえ、新旧生徒会本部役員、新旧生活部全体部長、副部長及び生徒会担当職員、生徒指導担当職員で見直しを行い、次年度の生徒心得案を作成する。
- ・生徒指導担当職員が、職員会議で次年度の生徒心得案を提案し、承認を得る。
- ・新1年生には1月の新入生説明会で、新2・3年生には3月の修了式で次年度の生徒心得について変更点、要点を伝達する。
- ・4月の新入生オリエンテーション、生活オリエンテーションで生徒心得の確認を行う。
- ・生徒総会で、生徒心得の見直しの流れについて説明する。